

会長テーマ：クラブの主役は、会員一人一人です。

会長 荒井信宏
幹事 中村直弘
会報 佐藤陽二

国際ロータリー第 2770 地区第 8 グループ越谷南ロータリークラブ
〒343-0842 越谷市蒲生旭町 10-14 中野ビル 2F Email : info@koshigayasouth-rc.jp
TEL : 048-987-5761 FAX : 048-987-5762 例会日：毎週木曜日 12：30～13：30



2019年 1月 31日 第2183回例会 会報

【点鐘】

【ロータリーソング斉唱】

【ゲストビジター紹介】

埼玉県行政書士会 越谷支部 支部長 多田隈 亨様



【会長あいさつ】

荒井信宏会長



皆様、こんにちは。

1月26日(土)の第8グループのIMには多くの会員の皆様方に御参加・御協力頂きましてありがとうございました。大熊ガバナー補佐、池田実行委員長のもと越谷南ロータリークラブの会員の結束により、大盛会のIMであったと思います。

本日はお客様として職業奉仕月間に因んで、行政書士の多田隈亨様にお越し頂きました。この後、卓話を頂くことになっておりますが、どうぞよろしくお願ひ致します。

今月は職業奉仕月間なので少しだけ職業奉仕についてお話しします。

職業奉仕に関する言葉として、「He profits most who serves best」は「もっとも満足感を与えた者がもっとも利益を得る」と訳すことができます。

この考えは最近の「顧客満足度 CS (customer satisfaction) に近いものがあります。

これは米国において1980年代から言われ始めた概念です。従来は生産者主導であった商品の質・方向性などを、顧客の要望や嗜好を中心に据えた方が良いのではないかとこの考えが背景にあり、生産性や効率を多少犠牲にしても顧客満足度を高めた方が、消費者のリピータ化などを通じて結果的には良いと言われていました。シェルドンはすでに70年以上前にその考えを提唱し、ロータリークラブはそれを職業奉仕理念として、受入れさらに一般的な奉仕概念にまで広げたのです。

話はかわりますが、1月27(日)に越谷中ロータリークラブが主催する国際食文化交流会に参加して来ました。越谷南クラブの参加者は、大熊ガバナー補佐、中村幹事、石川会員と私です。吉田会員は国際交流会の会長としてお見えになっていました。

アジアの様々な料理の中にモンゴル料理があったので食べて見ました。パン生地のようなものの中に肉が入った料理で味付けは薄かったのですが、くせがなく食べやすかったです。

ネットで調べたところホーショル(あげ焼き肉まん)のようです。

最後になりますが、2月3日から9日までモンゴル障害児童支援使節団の方々が来日します。日本での7日間を気持ちよく過ごして頂けるよう、会員の皆様のご協力をよろしくお願ひ致します。使節団6人の内、5人が女性ということなので、モンゴル人女性について少し調べて見ました。モンゴル人女性はとにかく人当たりがいいので、初対面の人でも心地よく接することができて、仲良くなるのは難しいことではないとありました。

少しだけ安心しました。

【幹事報告】

中村直弘幹事



【今年度】

- RLI パート3のご案内が届きました。3月8日(金)、大宮ソニックシティにて、9:00 受付、9:30 開会、17:30 終了の予定です。ご参加希望の方は2月8日までにご連絡ください。
- RLI 卒後研修の開催予定についても連絡がきています。5月17日(金)ですが、地区の管理運営部門が設営の参考にしたいたとのことで、参加予定人数を把握したいそうです。参加を検討されている方はご連絡ください。
- 2020～21 年度財団奨学生募集の案内を以前お配りしましたが、訂正のチラシが届いております。変更内容は4点です。
 - ・受付最終日: 平成31年7月31日⇒5月10日(金)
 - ・試験日: 一次二次9月1日(日)9月8日(日)⇒6月16日(日)6月23日(日)
 - ・年齢制限: 35歳まで⇒削除
 - ・注意事項: 「スポンサークラブの会長の署名が必要」追記

【次年度】

- 地区チーム研修セミナーのご案内が届きました。3月1日(金)、大宮ソニックシティにて、10:00 受付、10:30 点鐘、夕方までのセミナーです。次年度地区役員をお受け頂いた皆様に個別に FAX もお送りしておりますので、ご返信をお願い致します。

【委員会報告】

ガバナー補佐 大熊進様



まずは、1/26のIMでは皆様のご協力によって無事終了することが出来ました。成功か、大成功かわかりませんが、私は自分の担当ですから判断できませんが、私には成功したんじゃないかと思います。

皆様には朝早くからお手伝い頂きまして有難うございました。御礼申し上げます。

それとですね、4/1 これも同じくIMですが、ポリオ撲滅チャリティゴルフコンペが御座います。紫カントリークラブすみれコースです。ここは2020年男子プロがそして2022年に女子プロがプレーする所です。減多にプレーできませんので、是非参加の程宜しくお願い申し上げます。会員以外の方もOKで御座います。100名以上の募集をしますので、友人知人を誘ってエントリーしてください。宜しくお願い申し上げます。

2月に入りますとガバナー補佐の12グループがIMを開催します。一番最初が私の第8グループで、他は2月がほとんど、3月に1つ、4月に1つです。ですからこれからモンゴル、インターアクトが来ますが私はそんなわけでクラブの行事に参加できません。申し訳ありません。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

国際奉仕委員会 小林光蔵副委員長



皆様こんにちは国際奉仕委員の小林でございます。先程、会長挨拶と幹事報告の中に有りましたように3日～モンゴルのお客様が来日します。

彼らはモンゴルのウランバートルを7時に発って10時間かけて成田に到着します。彼らをどのように歓迎しようか話し合いを今日例会終了後に開催したいと思います。委員の皆様宜しくお願い申し上げます。

親睦委員会 和田浩委員長



例会終了後親睦委員会を開催します。宜しくお願いします

【卓話】

埼玉県行政書士会 越谷支部 支部長 多田隈 亨 様



皆様、はじめまして

埼玉県行政書士会越谷支部支部長をしております多田隈亨と申します。

行政書士がかかわる相続手続き～相続法改正にも触れて～をお話しさせていただきます。

本日は荒井会長をはじめロータリーの方々のお忙しい貴重なお時間を頂きまして有難うございます。

行政書士の仕事は意外と相続手続きと深くかかわっておりまして、行政書士という立場からお話頂きたいと伺いました。相続法が改正されている部分もあります。法については浅水先生がいらっしゃる前でお話しするのもちょっとおこがましいんですが、私なりに精一杯お花祖させていただきます。宜しくお願いします。

では、今日お話しする柱は2つ。1つは行政書士と相続手続き。2つめは相続法改正の概要です。

まずは行政書士は何をするのか？時の通り行政の書類を作成するので大体間違えないですね。よく司法書士さんと間違えられるんです。司法書士は裁判所、検察庁、法務局、地方法務局に提出する書類を作成します。

第1 行政書士と相続手続き

行政書士は行政書士法がありまして第1条の2に行政書士は他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(中略)その他権利義務又は事実証明に関する書類(中略)を作成することを業とする。

2行政書士は前項の書類の作成であっても、その業務を行う事が他の法律に於いて制限されているものについては、業務を行う事ができない。

官公署に提出する書類は約8500～9000種類ありまして、その内の限定される所のビジネスになる部分を業務しています。その他権利義務又は事実証明に関する書類というのが相続に当たると思います。

1 相続における具体的手続きとは

遺言の或る場合と遺言の無い場合と2つに分れてまして、遺言があれば遺言優先、なければ法定相続となって民法にう事になります。

(1) 遺言相続～被相続人が相続の仕方について遺言という形で意思を表示し、この遺言に従って処理される相続手続き
→親族関係説明図や財産目録といった事実証明に関する書類の作成

これらを踏まえた遺言書作成という権利義務に関する書類の作成

(2) 法定相続～遺言がない場合に民法が定めたルールに従って処理される相続手続き

→親族関係説明図や遺産目録といった事実証明に関する書類の作成

遺産分割協議書という権利義務に関する書類の作成

(3) 行政書士は、官公署に提出する書類のみならず、事実証明に関する書類や権利義務に関する書類の作成を業とする国家資格者であり、相続手続きの中には関与しうる書類作成が多くある。

→「内容証明郵便」「地主と借地人の相続の合意書」「未登録家屋名義変更届

「農地法第3条の3第1項による届出書」「建設業者であれば変更届」

「自動車名義変更」「車庫証明」といった官公署に提出する書類の作成

2 紛争性の高い事案には

弁護士に相談・依頼し、話し合いがつかなければ家庭裁判所での調停、審判へ

なお、「行政書士ADRセンター埼玉」(法務大臣認証番号114号)

→「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき設置

第2 相続法改正の概要

～「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と「法務局における遺言書の保管等に関する法律」

→原則、公布(平成30年7月13日)から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行 ただし、配偶者居住権及び自筆証書遺言保管制度については2020年7月12日までの政令で定める日に施行

1. 配偶者居住権

～配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に終身又は一定期間、その建物を無償で使用することが出来る

2. 自筆証書遺言に添付する財産目録のパソコンで作成可能

→平成31年1月13日から施行

パソコン作成書面や登記事項証明書、預金通帳のコピー添付も可

別紙すべてのページに署名と押印は必要(加除修正も訂正印)

3. 法務局における自筆証書遺言書の保管

→遺言執行の際の家庭裁判所での兼任手続き不要に

「法務省令で定める様式」で作成した「無封」の原本を本人が持参し、保管申請代理申請不可。

法務局では本人確認の上、遺言書の形式審査あり。

日付の誤り、署名・押印漏れなどの方式不備はチェック対象

相続開始後、相続人や受遺者、遺言執行者等は法務局に対し

① 遺言書情報証明書の交付

② 遺言書保管事実証明書の交付

③ 遺言書の閲覧の請求が可能

～相続人等の一人が①か③の手続きをした場合は法務局からその他の相続人・受遺者・遺言執行者へ遺言書を保管していることが通知される。

4. 被相続人の介護・看病等で貢献した親族の金銭要求可能

～ここでの親族は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族

5. 配偶者に対する自宅の生前贈与が特別受益の対象外へ

～結婚期間20年以上の夫婦間での話

6. 遺産分割前の被相続人名義の預貯金の一部払戻し可能へ

～判例変更(最高裁平成29年12月19被大法廷決定)の影響

共同相続の預貯金の取扱いが遺産分割の対象となり、相続人への払い戻しが相続人全員の同意が必要になった為、とりあえず便宜払いを認めようとの趣旨

7. 分減殺請求が金銭請求に一本化→不動産の共有防止で簡潔に処理

ご清聴ありがとうございました

【スマイル報告】



お陰様で
 スマイル 24 件 27,000 円
 累計 1,123,500 円
 赤松、大熊、飯泉、松本、斎藤(寿)、小池、瀬尾、池田
 赤松、三上、荒井、清田、小林(光)、浅水、深井、加藤
 神谷、岩淵、長澤、石川、金塚、濱野、和田、赤松
 有難うございました。

【例会中の様子】



【国際奉仕委員会（例会終了後）】



【出席報告】



【親睦委員会（例会終了後）】



例会日	平成31年 1月 31日		
会員数	47名	出席	24名
出席免除者	3名	欠席	23名
出席率	53%	前々回MU	1名
MU修正率	50%	会報担当：	

【今日のお食事】

